



# 長野県報

11月7日(木)  
令和元年  
(2019年)  
第54号

## 目次

### 規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 1

### 告示

林業技術者養成講習要綱の廃止(信州の木活用課) ..... 1

公共測量の実施(建設政策課) ..... 1

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) ..... 2

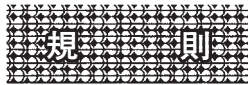
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) ..... 2

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(7件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) ..... 2

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) ..... 6

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) ..... 6



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月7日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第21号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

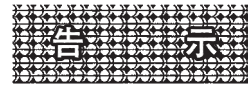
第4条第1項第3号及び第4号中「(第8号及び第11号の職員を除く。)」を削り、同項第6号中「(第8号の職員を除く。)」を削り、同項第7号中「(次号、第9号及び第11号の職員を除く。)」を削り、同条第2項第2号中「牛」を「牛又は豚」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が、同一の日に第1項に掲げる2以上の作業又は業務に従事したときは、いずれか一の作業又は業務に従事したもとして当該作業又は業務に対する最も高い額の感染症防疫等作業手当を支給する。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

人事課



#### 長野県告示第281号

林業技術者養成講習要綱(昭和40年長野県告示第323号)は、廃止します。

令和元年11月7日

長野県知事 阿部守一

信州の木活用課

#### 長野県告示第282号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年11月7日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
デジタル空中写真撮影
- 作業期間  
令和元年10月9日から令和2年2月28日まで
- 作業地域  
松本市、大町市

建設政策課

## 長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月7日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿南根羽線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
下伊那郡売木村525番の1地先から 下伊那郡売木村419番の838地先まで	旧	8.5~9.6	0.1707
同 上	新	10.3~23.0	0.1778

道路管理課

## 長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月7日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡売木村290番の1地先から  
下伊那郡売木村280番の7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和元年11月7日
- 2 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡売木村524番の1地先から  
下伊那郡売木村525番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和元年11月7日
- 3 (1) 路線名 阿南根羽線
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡売木村525番の1地先から  
下伊那郡売木村419番の838地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和元年11月7日

道路管理課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年11月7日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半ホームエイド須坂店  
須坂市大字高梨245ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- 4 変更した年月日  
令和元年6月24日
- 5 届出年月日  
令和元年8月28日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課